

### 森林環境譲与税活用の考え方の見直しについて

森林環境譲与税については、「中野区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、区内の公共建築物等の整備において、木材を積極的に活用することにより、区民等へ木材利用の意義を広くPRするために活用してきたところである。

今後、より幅広い活用を図るため、以下のとおり活用の考え方について見直しを行う。

#### 1 見直しの内容（森林環境譲与税活用の基本的な事項）

見直し後	現行
1 区の施設を新築及び改築する際、内装への木材の利用や木製備品等の整備に活用する。 2 <u>既存施設の備品及び公共空間の設備等の買替えや設置時等に木製備品等の整備に活用する。</u> 3 <u>森林整備や木材活用に関する普及啓発事業の実施や、普及啓発のために区民等に配布する木製物品等の購入や製作に活用する。</u> 4 <u>自治体間連携によるカーボン・オフセット事業の実施に活用する。</u>	1 区の施設を新築及び改築する際、内装への木材の利用や木製備品等の整備に活用する。 2 <u>既存施設での備品等の買替え時等に木製備品等の整備に活用する。</u>

#### 2 今後の予定

令和6年度 新たな考え方に基づく活用事業の調整

令和7年度 新たな考え方に基づく活用の開始